

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>措置法第4条の2《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(勤務先の名称又は所在地の変更等があった場合における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21 財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者(海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者を除く。)につき、その申告書に記載した賃金の支払者、勤務先及び事務代行先についてその名称若しくは所在地の変更があった場合、又はこれらの変更に伴い現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を同一の金融機関の他の営業所等に変更し、かつ、当該財形住宅貯蓄の<u>全て</u>を当該他の営業所等に移管する場合には、財形住宅貯蓄異動申告書の提出に代えて、当該勤務先の長が、次に掲げる事項を記載した書面を現にその勤労者の措置法第4条の2第1項の規定の適用を受ける財形住宅貯蓄の受入れをする金融機関の営業所等の長(当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先の長を通じて当該金融機関の営業所等の長)に提出することとして差し支えない。</p> <p>(1) 当該勤労者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2) 当該賃金の支払者の変更前及び変更後の名称又は所在地</p> <p>(3) 当該勤務先の変更前及び変更後の名称又は所在地</p> <p>(4) 当該事務代行先の変更前及び変更後の名称又は所在地</p> <p>(5) 財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を変更する場合にあっては、変更後の営業所等の名称及び所在地並びに変更の理由</p> <p><u>(6) 当該勤務先に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号</u></p> <p>(勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21の2 財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者に係る特定賃金支払者である賃金の支払者が、事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしたとき、当該事務の委託をやめたとき若しくは当該委託に係る事務代行先を変更したとき、又は当該賃金の支払者が特定賃金支払者でなくなったときは、財形住宅貯蓄異動申告書の提出に代えて、当該賃金の支払者に係る勤務先の長が、次に掲げる事項を記載した書面を現にそ</p>	<p>措置法第4条の2《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(勤務先の名称又は所在地の変更等があった場合における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21 財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者(海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者を除く。)につき、その申告書に記載した賃金の支払者、勤務先及び事務代行先についてその名称若しくは所在地の変更があった場合、又はこれらの変更に伴い現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を同一の金融機関の他の営業所等に変更し、かつ、当該財形住宅貯蓄の<u>すべて</u>を当該他の営業所等に移管する場合には、財形住宅貯蓄異動申告書の提出に代えて、当該勤務先の長が、次に掲げる事項を記載した書面を現にその勤労者の措置法第4条の2第1項の規定の適用を受ける財形住宅貯蓄の受入れをする金融機関の営業所等の長(当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先の長を通じて当該金融機関の営業所等の長)に提出することとして差し支えない。</p> <p>(1) 当該勤労者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2) 当該賃金の支払者の変更前及び変更後の名称又は所在地</p> <p>(4) 当該勤務先の変更前及び変更後の名称又は所在地</p> <p>(4) 当該事務代行先の変更前及び変更後の名称又は所在地</p> <p>(5) 財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を変更する場合にあっては、変更後の営業所等の名称及び所在地並びに変更の理由</p> <p>(勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21の2 財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者に係る特定賃金支払者である賃金の支払者が、事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしたとき、当該事務の委託をやめたとき若しくは当該委託に係る事務代行先を変更したとき、又は当該賃金の支払者が特定賃金支払者でなくなったときは、財形住宅貯蓄異動申告書の提出に代えて、当該賃金の支払者に係る勤務先の長が、次に掲げる事項を記載した書面を現にそ</p>

改正後	改正前
<p>の勤労者の措置法第4条の2第1項の規定の適用を受ける財形住宅貯蓄の受入れをする金融機関の営業所等の長（当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先の長を通じて当該金融機関の営業所等の長）に提出することとして差し支えない。</p> <p>(1) 当該勤労者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2) 当該賃金の支払者の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該勤務先の名称及び所在地</p> <p>(4) 当該事務代行先（事務代行先を変更した場合には、当該変更前及び変更後の事務代行先）の名称及び所在地</p> <p>(5) 財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地</p> <p><u>(6) 当該勤務先に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号</u></p> <p>(注) 事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている賃金の支払者が、当該事務代行団体から当該事務の委託を解除された場合においても、上記の取扱いを適用する。</p> <p>(国外勤務期間内に氏名の変更があった場合等における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の省略)</p> <p>4の2—28 海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者につき、国外勤務期間内に<u>氏名若しくは個人番号</u>の変更があった場合又は国内の勤務先に勤務することとなったことに伴い帰国後の住所地が当該継続適用申告書に記載した住所と異なることとなった場合であっても、当該勤労者が提出する海外転勤者の国内勤務申告書にその変更後の<u>氏名、個人番号</u>又はその帰国後の住所を記載すれば足り、財形住宅貯蓄異動申告書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(転任があった場合の書類の送付)</p> <p>4の2—34 措置法令第2条の19第1号に規定する「財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部が当該他の勤務先に移管されたとき」における同号に規定する前の勤務先（海外転勤者の国内勤務申告書を提出する場合における出国時勤務先を含む。以下この項において同じ。）から当該他の勤務先に送付する書類には、当該前の勤務先（当該前の勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先を含む。以下この項において同じ。）の長が、同令第2条の25第6項の規定により保存している書類の写し（同項第2号に掲げ</p>	<p>の勤労者の措置法第4条の2第1項の規定の適用を受ける財形住宅貯蓄の受入れをする金融機関の営業所等の長（当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先の長を通じて当該金融機関の営業所等の長）に提出することとして差し支えない。</p> <p>(1) 当該勤労者の氏名及び住所</p> <p>(2) 当該賃金の支払者の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該勤務先の名称及び所在地</p> <p>(4) 当該事務代行先（事務代行先を変更した場合には、当該変更前及び変更後の事務代行先）の名称及び所在地</p> <p>(5) 財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地</p> <p>(注) 事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている賃金の支払者が、当該事務代行団体から当該事務の委託を解除された場合においても、上記の取扱いを適用する。</p> <p>(国外勤務期間内に氏名の変更があった場合等における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の省略)</p> <p>4の2—28 海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者につき、国外勤務期間内に<u>氏名</u>の変更があった場合又は国内の勤務先に勤務することとなったことに伴い帰国後の住所地が当該継続適用申告書に記載した住所と異なることとなった場合であっても、当該勤労者が提出する海外転勤者の国内勤務申告書にその変更後の<u>氏名</u>又はその帰国後の住所を記載すれば足り、財形住宅貯蓄異動申告書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(転任があった場合の書類の送付)</p> <p>4の2—34 措置法令第2条の19第1号に規定する「財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部が当該他の勤務先に移管されたとき」における同号に規定する前の勤務先（海外転勤者の国内勤務申告書を提出する場合における出国時勤務先を含む。以下この項において同じ。）から当該他の勤務先に送付する書類には、当該前の勤務先（当該前の勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先を含む。以下この項において同じ。）の長が、同令第2条の25第6項の規定により保存している書類の写し（同項第2号に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る書類を含み、同項第3号に掲げる書面の写しを除く。)が含まれることに留意する。 この場合において、<u>措置法規則第3条の6第8項</u>《金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等》の規定により、当該前の勤務先の長が、その書類の写しの作成に代え帳簿を備えているときは、当該帳簿の写しを送付することとして差し支えない。</p> <p>(違反の財形住宅貯蓄が発見された場合)</p> <p>4の2—42 次に掲げるような事実が発見された場合の措置法第4条の2第1項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によることに留意する。</p> <p>(1) 財形住宅貯蓄申告書に記載された氏名、住所又は個人番号が虚偽である場合 当該財形住宅貯蓄申告書の提出に係る財形住宅貯蓄の利子等は、<u>全て</u>課税する。</p> <p>(2) 措置法第4条の2第7項の規定に反して財形住宅貯蓄申告書が提出されている場合 当該財形住宅貯蓄申告書の提出に係る財形住宅貯蓄の利子等は、<u>全て</u>課税する。</p> <p>(3) 財形住宅貯蓄非課税限度額と財形年金貯蓄非課税限度額との合計額が550万円を超えることとなるにもかかわらず、財形住宅貯蓄非課税限度額を引き上げるための財形住宅貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合 4の2—6によりその効力を有しないこととされた財形住宅貯蓄申告書の提出に係る財形住宅貯蓄の利子等については、その効力を有しないこととされた日以後において支払を受けるべきものは、<u>全て</u>課税する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(経過的取扱い)</u> この法令解釈通達による改正後の各項の取扱いは、平成28年1月1日から適用する。</p>	<p>る書類を含み、同項第3号に掲げる書面の写しを除く。)が含まれることに留意する。 この場合において、<u>措置法規則第3条の6第7項</u>《金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等》の規定により、当該前の勤務先の長が、その書類の写しの作成に代え帳簿を備えているときは、当該帳簿の写しを送付することとして差し支えない。</p> <p>(違反の財形住宅貯蓄が発見された場合)</p> <p>4の2—42 次に掲げるような事実が発見された場合の措置法第4条の2第1項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によることに留意する。</p> <p>(1) 財形住宅貯蓄申告書に記載された氏名又は住所が虚偽である場合 当該財形住宅貯蓄申告書の提出に係る財形住宅貯蓄の利子等は、<u>すべて</u>課税する。</p> <p>(2) 措置法第4条の2第7項の規定に反して財形住宅貯蓄申告書が提出されている場合 当該財形住宅貯蓄申告書の提出に係る財形住宅貯蓄の利子等は、<u>すべて</u>課税する。</p> <p>(3) 財形住宅貯蓄非課税限度額と財形年金貯蓄非課税限度額との合計額が550万円を超えることとなるにもかかわらず、財形住宅貯蓄非課税限度額を引き上げるための財形住宅貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合 4の2—6によりその効力を有しないこととされた財形住宅貯蓄申告書の提出に係る財形住宅貯蓄の利子等については、その効力を有しないこととされた日以後において支払を受けるべきものは、<u>すべて</u>課税する。</p> <p>(新設)</p>